

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和6年（2024年）9月4日付けの審査請求人に対する戸籍の附票の写し請求に係る不交付決定処分（尼市民第1264号）に対し、審査請求人が令和6年（2024年）9月17日付けで提起した審査請求（令和6年度審査請求第23号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和6年（2024年）9月4日、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、戸籍証明書等交付申請書を提出し、筆頭者A（以下「請求対象者」という。）に係る戸籍の附票の写し（磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類をいう。）の交付について請求（以下「本件交付請求」という。）をした。
- 2 処分庁は、法及び住民基本台帳事務処理要領について（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号・保発第39号・庁保発第22号・42食糧業第2668号（需給）・自治振第150号法務省民事局長・厚生省保険局長・社会保険庁年金保険部長・食糧庁長官・自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）に基づき審査したところ、本件交付請求が法第20条第5項において準用する法第12条第6項の「不当な目的によることが明らかなき」に該当するものとして、請求対象者に係る戸籍の附票の写しを交付しないこととする決定（以下「本件不交付決定」という。）をし、その旨を「戸籍の附票の写し請求に係る不交付について（通知）」（令和6年9月4日付け尼市

民第1264号)により請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、令和6年(2024年)9月17日、本件不交付決定の理由に納得ができず、本件不交付決定は違法もしくは不当である、として審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件不交付決定は法第20条第5項において準用する法第12条第6項の「不当な目的によることが明らかなきとき」に該当すると認定されているが、審査請求人と請求者の間の親子喧嘩がドメスティックバイオレンスと扱われ当該認定がなされているのであれば納得できず、本件不交付決定は違法もしくは不当である。

2 処分庁の主張

請求対象者が住民基本台帳事務処理要領に記載の「支援の必要性が確認された者」であり、かつ、審査請求人が住民基本台帳事務処理要領に記載の「申出の相手となる者」であったことから、本件交付請求は、法第20条第5項において準用する法第12条第6項の「不当な目的によることが明らかなきとき」に該当するものとして、本件不交付決定を行ったものであり、本件不交付決定は適法かつ妥当である。

理 由

1 法第20条第1項について

市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(当該戸籍の附票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によってされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。))を含む。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し(法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村にあっては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類)の交付を請求することができる(法第20条第1項)。

2 法第20条第5項において準用する法第12条第6項の「不当な目的が明らかなきとき」について

ア 法第20条第1項の請求をするに当たっては、何人も法の規定による戸籍の附票の写しの交付により知り得た事項を使用するに当たって、個人の基本的な人権を尊重するよう努めなければならない(法第3条第4項)、市町村長は、法第20条第1項の規定による請求が「不当な目的によることが明らかなきとき」は、これを拒むことができる(法第20条第5項において準用する法第12条第6項)と定められている。

これらの各規定は、戸籍の附票に記載又は記録がされた事項（法第17条、第17条の2）が個人のプライバシーに関わるものであることから、関係する利益の間の調整を図ったものであり、上記の「不当な目的」とは、戸籍の附票の記載事項を知ることについて、社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、当該事項の探索をする目的をいうものと解するのが相当である。

イ もっとも、いかなる場合に戸籍の附票の写しの交付請求が「不当な目的による」ものであることが明らかであると判断すべきかについては、法その他の関連法令に手掛かりとなる具体的規定はなく、各市町村長の合理的な裁量に委ねられているところ、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うという法の目的（法第1条）等に照らせば、上記判断も含め、住民基本台帳に関連する事務の処理は全国統一的に行われるようにする必要がある。

そこで、市町村を指導すべき立場（地方自治法第245条の4）にある国において、かかる観点から、技術的な助言（地方自治法第245条の4）として、住民基本台帳事務処理要領（以下「本件要領」という。）を定めている。

このような法の趣旨及び本件要領の位置づけに照らせば、各市町村長は、その定めが法その他の関連法令の解釈を明らかに誤っているなどの特段の事情がない限り、本件要領に従って事務処理を行うことを法律上求められており、本件要領に従って事務処理を行っている限り、市町村長が行った「不当な目的」か否かの判断が市長の裁量権の範囲を逸脱しまたはこれを濫用したとの評価を受けることはないというべきである（最判平成7年（行ツ）第116号参照）。

ウ 本件要領の定める戸籍の附票の写しの交付に関する支援措置（本件要領第5-10）は、ドメスティックバイオレンス等の加害者が戸籍の附票の写しを不当に利用して被害者の住所を検索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、支援措置における加害者が行う支援対象者に係る戸籍の附票の写しの交付請求等を「不当な目的があるもの」として原則的に否定しつつ（本件要領第5-10コ（イ）（A）本文）、特別の必要があると認められる場合には、戸籍の附票の写しを必要とする機関等に市町村長が直接これを送付するなど、当該戸籍の附票の写しを支援措置における加害者に交付しない方法による代替措置を講ずることにより、その利用目的の達成を図るものである（本件要領第5-10コ（イ）（A）ただし書）。

このように関係する利益を合理的かつ現実的に調整しており、住民に関する記録の適正な管理を図るという法の目的（法第1条）に合致するとともに、国及び地方公共団体において配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）や高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等に基づき被害者の適切な保護を図る責務を果たすという観点からも合理性を有する。

以上のような被害者保護の現実的要請や支援措置における加害者の利用目的に配慮した代替措置の活用を前提とすれば、本件要領の定める戸籍の附票の写しの交付に関する支援措置において、支援措置における加害者が行う支援対象者に係る戸籍の附票の写しの交付請求等につき、社会通念上相当と認められる必要性又は合理性

がないにもかかわらず、支援措置における被害者の住所の探索をする目的でされたものであり、「不当な目的」によるものであることが明らかであるとされていることが、法その他の関連法令の解釈を明らかに誤ったものであるということとはできない。

エ したがって、本件不交付決定についても、戸籍の附票の写しの交付に関する支援措置についての本件要領の定めに従ってされたものであれば、法第20条第5項において準用する法第12条第6項の「不当な目的が明らかなきとき」に該当するとした尼崎市長の本件不交付決定は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされた違法なものであるということとはできない。

3 本件不交付決定が違法であるか否か（本件不交付決定が、戸籍の附票の写しの交付に関する支援措置についての本件要領の定めに従ってされたものか否か）

ア 戸籍証明書等交付申請書の使途欄には「確認のため」との記載がなされており、その使途を支援措置対象者である請求対象者の住所の「確認のため」、すなわち、請求対象者の住所を探索する目的があると判断したことは、不合理であるとはいえない。実際に審査請求書の別紙には請求対象者の戸籍の附票を取りその居場所を確認するために附票の交付申請をした趣旨の記載がなされており、支援措置対象者の住所を探索することを目的としていたと考えられる。このような利用目的は本件要領第5-10コ（イ）（A）のただし書の特別の必要があると認められる場合には該当しない。また、尼崎市長が、本件要領に従って支援措置の要否を確認する経緯においても、特段違法性は見当たらない。

そうすると、尼崎市長において、本件交付請求について本件支援措置において申出の相手方とされた者からの請求であり、不当な目的によることが明らかな請求であるとして、支援対象者である請求対象者に係る戸籍の附票の写しを審査請求人に交付しなかったこと（本件不交付決定）は、戸籍の附票の写しの交付に関する支援措置についての本件要領に従った事務処理であったといえる。

イ したがって、法第20条第5項において準用する法第12条第6項の「不当な目的が明らかなきとき」に該当するとしてなされた尼崎市長の本件不交付決定は、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してした違法な処分であるということとはできない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、主文のとおり裁決する。

以 上

令和8年（2026年）5月13日

審査庁 尼崎市長 松本 眞